

令和 4 年 12 月 5 日

都道府県医師会
担 当 理 事 殿

公益社団法人 日本医師会常任理事

釜 菴 敏

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザへの対応に係る
オンライン診療活用のための医療法上の臨時的な取り扱いについて

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、標記の事務連絡が厚生労働省医政局総務課より各都道府県等衛生主管部（局）宛へ
発出されました。

新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザの感染拡大又は同時期流行が発生する
可能性に備え、地域の外来医療体制を補完するため、例えば地域の医師会等が管理する休
日夜間診療所等において地域の医師を複数配置し、オンライン診療を集合的に提供する等、
地域の実情に応じた体制が考えられるところです。

標記事務連絡のうち記の 1 は、地域医師会による休日夜間診療所等でオンライン診療を
集合的に提供する場合における、いわゆる「二か所管理」の臨時的な取り扱いを示すもの
になります。例えば、郡市区医師会会長が管理者を務める休日夜間診療所の診療時間を、
感染拡大に備えるため、一時的に平日昼間など、会長がご自院（ご自身が管理者を務める
病院又は診療所）の診療時間を管理する時間帯に拡大した場合は、「二か所管理」に関す
る都道府県知事の許可対象とすることが示されております（事後手続き可）。その他、詳
しくは記 1～3 をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下
の郡市区医師会並びに関係医療機関等への周知方につき、ご高配を賜りますようよろしく
お願い申し上げます。

【参考】

◆医療法（昭和二十三年法律第二百五号）

第十二条 病院、診療所又は助産所の開設者が、病院、診療所又は助産所の管理者となることができる者である場合は、自らその病院、診療所又は助産所を管理しなければならない。ただし、病院、診療所又は助産所の所在地の都道府県知事の許可を受けた場合は、他の者にこれを管理させることができる。

2 病院、診療所又は助産所を管理する医師、歯科医師又は助産師は、次の各号のいずれかに該当するものとしてその病院、診療所又は助産所の所在地の都道府県知事の許可を受けた場合を除くほか、他の病院、診療所又は助産所を管理しない者でなければならない。

一 ～ 四 （略）

五 その他厚生労働省令で定める場合

◆医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）

（開設者の住所等の変更の届出）

第四条 病院を開設した者、臨床研修等修了医師及び臨床研修等修了歯科医師でない者で診療所を開設したもの又は助産師でない者で助産所を開設したものは、開設者の住所又は氏名その他厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、十日以内に、当該病院、診療所又は助産所所在地の都道府県知事（診療所又は助産所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。第三項及び次条において同じ。）に届け出なければならない。

2 （略）

3 診療所を開設した臨床研修等修了医師若しくは臨床研修等修了歯科医師又は助産所を開設した助産師は、法第八条の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、十日以内に、当該診療所又は助産所所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

（開設後の届出）

第四条の二 病院、診療所又は助産所の開設の許可を受けた者は、病院、診療所又は助産所を開設したときは、十日以内に、開設年月日、管理者の住所及び氏名その他厚生労働省令で定める事項を、当該病院、診療所又は助産所所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の者は、同項の規定により届け出た事項のうち、管理者の住所及び氏名その他厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、十日以内に、当該病院、診療所又は助産所所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

◆医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)

第九条

1～2 （略）

3 法第十二条第二項第五号に規定する厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 （略）

二 その他都道府県知事が適当と認めた場合

事務連絡
令和4年11月29日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課

新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザへの対応に係る
オンライン診療活用のための医療法上の臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症への対応において、オンライン診療を活用することについては、「現下の感染状況を踏まえたオンライン診療等も活用した診療・検査医療機関の拡充・公表について」（令和4年8月31日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）等においてお示ししているところであり、また、新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザの感染拡大又は同時流行が発生する可能性に備えて、地域の外来医療体制を補完するため、オンライン診療を活用することについては、「季節性インフルエンザとの同時流行を想定した新型コロナウイルス感染症に対応する外来医療体制等の整備について（依頼）」（令和4年10月17日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、医政局地域医療計画課、医政局医事課、医政局医薬産業振興・医療情報企画課、医薬・生活衛生局総務課連名事務連絡（令和4年11月4日一部改正））においてお示ししているところである。

オンライン診療の活用に際しては、地域の医師会等が管理する休日夜間診療所等において、地域の医師を複数配置し、オンライン診療を集合的に提供することや、地域の医師が当該診療への参画を通じて得た知見を活かし、自ら運営する病院又は診療所においてオンライン診療を導入することなどが考えられるが、特に感染拡大時に備えるため、当該休日夜間診療所等の診療時間を、一時的に平日昼間など、当該休日夜間診療所等の管理者が他の病院又は診療所を管理する時間帯にも拡大することが想定される。

今般、上記の取組を円滑に行っていただく観点から、医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）上の臨時的な取扱いについて、下記のとおり整理したので、これを御了知の上、管内医療機関等へ周知いただくとともに、その実施に遺漏なきようお願いする。

なお、この取扱いは、臨時的なものであることに御留意いただくようお願い申し上げます。

記

1. 現に運営している病院又は診療所の管理者が、地域医師会による休日夜間診療所等、当該病院又は診療所とは別にオンライン診療を集合的に提供する医療機関（以下「オンライン診療実施医療機関」という。）を管理する場合には、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 9 条第 3 項第 2 号で定める「その他都道府県知事が適当と認めた場合」に該当し、法第 12 条第 2 項第 5 号に該当するものとして、同項の都道府県知事等の許可を行うことができること。また、この場合において、同項の許可は、事後の適切な時期に行うこととして差し支えないが、管理者がその管理するオンライン診療実施医療機関の運営に支障を来すことなく、医療の安全が十分確保されることを都道府県知事等が確認する必要があること。
2. 病院又は診療所の管理者については、法に規定する管理者の責務を果たす必要があることから、原則として常勤であることが求められるが、オンライン診療実施医療機関の管理者については、常時連絡を取れる体制を確保する等、その責務を確実に果たすことができるようにする場合には、常勤ではない医師を選任しても差し支えないこと。
3. 現に運営している病院又は診療所の管理者が、オンライン診療実施医療機関の管理者となること等を理由として、現に運営している病院又は診療所において一定期間診療に従事しない場合には、当該管理者が必要に応じて一時的に管理者に代わる医師を確保する（複数の医師による協力を得て開院日毎に管理者に代わる者を確保することを含む。）とともに、あらかじめ医療の提供に係る責任を明確にするときは、医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）第 4 条第 3 項及び第 4 条の 2 第 2 項で規定する届出は行わずに当該病院又は診療所における診療の継続を認めることとして差し支えないこと。

以上